

沖縄県特別免許状の授与に係る教育職員検定等の指針

令和5年9月5日教育長決裁

特別免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）第5条第3項の規定により、教育職員検定（以下「検定」という。）に合格した者に授与することとされている。

また、検定の合格を決定するにあたっては、免許法第5条第4項及び第6項の規定により、授与権者である県教育委員会は、学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聽かなければならないとされていることから、特別免許状の授与に係る検定に関し、以下のとおり指針を定める。

第1 検定の対象者

検定の対象となるのは、次の1及び2の両方を満たす者とする。

- 1 免許法第5条第1項各号のいずれにも該当しない者
- 2 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者であって、教育職員（以下「教員」という。）に任命し、又は雇用しようとする者（以下「任命者又は雇用者」という。）が学校教育の効果的な実施に特に必要があると認め、推薦する者。
 - (1) 担当する教科の専門的な知識経験又は技能を有する者
 - (2) 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有する者

第2 検定における必要書類

特別免許状の授与に係る検定に必要な書類は、教育職員免許状に関する規則（平成元年沖縄県教育委員会規則第8号）に定めるほか、別途定めることとする。

第3 検定基準

1 検定方針

検定においては、特別免許状の授与申請を行う者（以下「申請者」という。）の人物、学力、実務及び身体について確認するが、具体的には、申請者の教員としての資質、特別免許状の授与を受けた後に勤務しようとする学校（以下「勤務予定校」という。）の長又は任命者もしくは雇用者の推薦による学校教育の効果的実施及び申請者の教員としての資質についての第三者の評価の3点とその他必要な事項について、第2の書面による審査及び学校教育に関し学識経験を有する者による面接等により、授与要件を満たすものか否かについて確認するものとする。

ただし、既に他の都道府県教育委員会において特別免許状の授与を受けて

いる者は、他の都道府県教育委員会の判断を尊重しつつ確認を行うものとする。

また、臨時免許状の授与を受けている場合や特別非常勤講師制度を活用している場合等はその実績を十分踏まえて確認を行うものとする。

2 申請者の教員としての資質

申請者の教員としての資質については次の(1)及び(2)の両方を満たす場合、授与要件を満たすものとする。

(1) 教科に関する専門的な知識経験又は技能

教科に関する専門分野に関する職業等の従事経験について、次のア又はイのいずれかに該当すること。

なお、審査にあたっては、提出書類の内容を総合的に考慮の上、当該職業等の従事経験によって授与を受けようとする教科について専門的知識経験又は技能が十分に涵養されていると判断される場合に、授与要件を満たすものとする。

ただし、次の（例）に掲げる状況等を踏まえつつ、優れた知識経験等を有することが確認できる場合には、以下のア又はイの基準のみによることなく教科に関する専門的な知識経験又は技能について確認を行うことができる。

(例)

- ①外国の教員資格の保有
- ②教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格
- ③修士号、博士号の学位の保有（博士号取得者については、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を身に付けたことを認められた者であることから、原則として専攻分野に相当する教科に関する専門的な知識経験等を備えていることが想定される。）
- ④各種競技会、コンクール、展覧会等における実績（特に、競技会においてはオリンピック競技大会等国際的な規模において行われるものに出席した者、日本選手権若しくはこれに準ずる全国規模の大会において優秀な成績を収めた者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者については、原則として体育又は保健体育に関する専門的な知識経験等を備えていることが想定される。また、音楽や美術、工芸、書道の教科に関連する世界規模で行われるコンクールや展覧会等に参加や出展する者や、全国規模のもので優秀な成績を収めた者は原則として当該教科に関する専門的な知識経験等を備えていることが想定される。）
- ⑤大学における教職科目のうち都道府県教育委員会が必要と認めるもの

の履修又は教職を志望する者を対象とした体系的な研修の受講の状況
⑥学校現場における過去の勤務経験、免許状の授与に先立って行われる
教員採用試験や模擬授業の実施による評価その他の各都道府県教育委
員会が優れた知識経験等を有することを確認するために適切と認める
事項の評価

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は次に掲
げる教育施設における教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期
間以上であること。

- (ア) 平成3年文部省告示第91号又は第120号により指定又は認定された在
外教育施設
- (イ) 日本国内にある教育施設であって、幼稚園、小学校、中学校又は高
等学校に対応する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外
国の学校教育制度において位置づけられたもの
- (ウ) 日本国内にある教育施設であって、その教育活動等について、次に
掲げる団体の認定を受けたもの
- a アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体
であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド
・カレッジズ（略称WASC）
 - b アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が所在する団体である
アソシエーション・オブ・クリスチヤン・スクールズ・インターナ
ショナル（略称ACSI）
 - c グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー
市に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インタ
ーナショナル・スクールズ（略称CIS）
 - d スイス連邦ジュネーブ市に主たる事務所が所在する団体であるス
イス民法典に基づく財団法人である国際バカラレア事務局（略称IBO）

イ 教科に関する専門分野に関して、次に例示するような勤務経験等（當
利企業やその他法人（社団法人、財団法人、NPO法人等）、外国にある
教育施設等におけるもの）が、概ね3年以上あること。

- (ア) 企業等における教科と関連する専門分野に関する職業経験
- (イ) 外国にある教育施設における勤務経験
- (ウ) 大学における助教、助手、講師経験
- (エ) 各種競技会等に向けた選手等としての活動
- (オ) 派遣された海外における教科と関連する専門分野の国際貢献活動の
経験
- (2) 社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見
申請者の社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見について

は、提出書類の内容を総合的に考慮の上、申請者が、特別免許状の授与を受けるに足る社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すると判断される場合に、授与要件を満たすものとする。

なお、推薦書について、申請者が勤務予定校以外の日本の学校における学校活動実績（臨時免許状又は特別免許状の授与を受けて教科に関する授業に携わっている場合、特別非常勤講師としての活動のほか、学習指導員等の活動も含む。）や学校外の活動における児童生徒への学習活動の支援実績を有する場合には、原則として、当該活動実績のある学校の設置法人の役員や校長等管理職による推薦状を含めること。

3 任命者又は雇用者の推薦による学校教育の効果的実施

申請者が勤務予定校に教員として配置されることにより、学校教育が効果的に実施されることについては、次の(1)～(3)の要件をすべて満たした場合に、授与要件を満たしたものとする。

- (1) 提出された書類において、任命者又は雇用者が、申請者を勤務予定校に教員として配置することによって実現しようとしている教育内容が、具体的に示されていること。
- (2) 申請者に対して、特別免許状を授与する必要性があること。

ただし、以下に例示するように、(1)の教育内容を踏まえた上で、その実現のために必ずしも申請者に特別免許状を授与する必要がない場合にあっては、授与要件を満たさないものとする。

- ・必ずしも申請者を教員として任命又は雇用する必要がない場合（申請者をゲストティーチャー、チームティーチングにおける補助、土曜日に自主的に実施される教育課程外の活動に活用する場合等）
- ・免許状を要しない非常勤講師（特別非常勤講師）としての届出で足りる場合

- (3) 申請者を教員として任命又は雇用するに当たって、勤務予定校において、以下のア～イについての対応が十分になされていること。

ア 研修計画の立案、実施について

特別免許状所有者は、一般的に、指導計画、指導案、教材の作成、指導方法及び指導技術等に通じていないと考えられることから、勤務予定校において、普通免許状所有者が指導、支援を行う形での申請者に対する研修計画が立案され、実施されること。また、計画的に大学における教職科目の履修を促すこと。

加えて、申請者が、勤務予定校において、各教科のほか、総合的な学習の時間や道徳、特別活動（学級担任を含む）、生徒指導等も担当する予定である場合には、当該研修において、これらの内容についても扱われること。

イ 学習指導要領等の共通理解のための体制について

申請者が、基本的な日本語力が不十分な場合にあっては、担当する教

科に関する学習指導要領及び教科書の内容の趣旨並びに校務に関する共通理解を図るため、任命者又は雇用者、勤務予定校等において説明、支援が行わなければならない。

4 申請者の教員としての資質についての第三者の評価

申請者の教員としての資質の第三者による評価として、学校教育に関し学識経験を有する者による面接を行うものとする。

当該面接は、第2の各書類の審査によって、書類上検定に合格可能と判断される者に対してのみ行い、申請者の人物について、教員としての資質及び第2の各書類に記述された人物と合致するかについて確認するものとする。

当該面接の結果、書類上的人物と申請者が合致することが確認され、その他検定委員から特段授与を適當と認めない旨の意見がない場合、申請者の教員としての資質についての第三者による評価については、授与要件を満たすものとする。

ただし、既に臨時免許状や特別免許状の授与を受けて教科に関する授業に携わっている者や特別非常勤講師制度等の活用により推薦を行う任命者又は雇用者が勤務実態を把握している者について当該確認を行う場合その他県教育委員会が適切と認める場合には、書面による確認を行うことができるものとする。

第4 留意事項

1 申請期間

特別免許状の授与申請を行う期間は、別途各学校へ通知する。

2 特別免許状の効力について

特別免許状は、授与を受けた都道府県においてのみ有効であること。

3 任命又は雇用に当たっての留意事項

(1) 外国籍の申請者については、第3 2 (1) アの要件を満たしたような場合であっても、在留資格を有しなければ、日本において教育活動に従事することはできないこと（別添「参考：在留資格について」を参照。）。

(2) すでに特別免許状を授与された者を任命又は雇用する場合には、前任校における勤務実績及び評価について確認すること。

4 特別免許状等制度の活用について

各市町教育委員会及び各学校においては、免許教科外教科担任の手続きを安易に行うことなく、個々のケースに応じ最適な制度を活用するものとし、普通免許状所有者と共に特別免許状制度の活用を通じて、地域の人材や知識経験等を有する社会人等を学校に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応やその活性化を図る必要があること。

附 則

この指針は、令和5年9月5日から施行する。

【参考：在留資格について】

申請者が日本国籍を有していない場合、我が国において教育活動等を行うためには、在留資格を有していることが必要である。

特別免許状の授与及び在留資格の取得に係る主なケースは以下のとおりである。

(1) 外国にある教育施設等において教科に関する専門分野に関する勤務経験等がある者に対し、特別免許状を授与する場合

① 外国にある教育施設等において、概ね 3 年の勤務経験

↓

② 教育職員検定を受けるため渡日【「短期滞在」(15~90日)の在留資格】

↓

③ 教育職員検定合格、特別免許状の授与

↓

④ 教員(講師など)として勤務【「教育」(3月~5年)の在留資格(注1)】

(注1) 特別免許状の授与後、そのまま我が国での勤務を開始するためには、地方入国管理官署において「教育」の在留資格への変更が認められる必要がある。

(2) 渡日した後に、特別非常勤講師や外国語指導助手(ALT)等として、学校において教科に関する授業に携わり、その経験に基づき特別免許状を授与する場合

① 特別非常勤講師やALT等として学校に勤務するため渡日【「教育」の在留資格(注2)】

↓

② 特別非常勤講師やALT等として、1学期間以上にわたる勤務経験

↓

③ 教育職員検定

↓

④ 教育職員検定合格、特別免許状の授与

↓

⑤ 教員(講師など)として勤務

(注2) 渡日前に在留資格認定証明書の交付を受けていることが必要(当該申請

を行うに際しては、申請人の活動内容等を明らかにする資料として、雇用者等が発行する勤務内容が記された書類等の提出が必要※)。そのためには、学歴要件や報酬要件を満たしていることに加え、ALTとして勤務する場合は、当該外国語により12年以上の教育を受けていること、外国語以外の科目の指導助手として勤務する場合は、教育機関において当該科目の教育について5年以上従事した実務経験を有していることが必要。

※その他の提出資料の詳細については法務省HP（下記URL）を参照。

http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_NINTEI/shin_zairyu_nintei10_10.html